

# 第 10 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 及び第 1 期認知症施策推進計画の策定について

## 1 計画策定の目的

### ① 高齢者保健福祉計画

老人福祉法に基づくすべての高齢者を対象とした老人福祉計画であり、老人福祉サービスや高齢者の介護予防、健康の増進に資するための基本的な政策目標を設定し、その実現のために取り組むべき施策を定めるもの。

### ② 介護保険事業計画

介護保険法に基づく介護の必要な高齢者等を対象とした計画であり、介護保険の適正な給付を目指し、要介護認定者数の推計等を踏まえ介護保険サービスの必要量の見込等を定めるもの。

### N③ 認知症施策推進計画

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく計画であり、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策に関する総合的な方向性を示すもの。

## 2 計画策定の法的根拠

### ① 高齢者保健福祉計画（老人福祉法第 20 条の 8）

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ② 介護保険事業計画（介護保険法第 117 条）

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

※介護保険事業計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と一体的に作成することになっている。

### N③ 認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条）

市町村は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

※これまで認知症施策は①②の計画内で整理。今回より「認知症施策推進計画」として、①②の計画とは別に柱建てし策定する。

これまで：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

今回より：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

## 3 計画期間 2027 年度～2029 年度（令和 9 年度～令和 11 年度）

## 4 計画策定体制

第 9 期計画の成果と課題、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等各種調査（後述）結果及び今後、国から示される「※基本指針」の内容等を踏まえ、高岡市介護保険運営協議会及び高岡市認知症施策推進会議（後述）で検討・協議し、策定する。

※基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。（第 10 期介護保険事業計画策定に係る基本指針（案）は、令和 8 年 7 月頃に示される予定）